

令和7年度 狩猟免許試験のお知らせ

「紙による申請（表面）」と、「電子による申請（裏面）」のどちらかで、申請ができます。

紙による申請を行う場合

【申請】について
(土日祝日除く) 受付時間 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

	試験①	試験②	試験③	試験④
受付期間	6月20日(金)~7月3日(木)	8月18日(月)~8月29日(金)	10月31日(金)~11月14日(金)	1月23日(金)~2月5日(木)

- 申請は住所地を管轄する振興局にて行うこと。
※申請を行わない場合、試験を受験できない。

申請受付窓口	所在地	連絡先	管轄市町村
東部振興局 森林管理班	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-0156	別府市・杵築市・国東市・姫島村・日出町
中部振興局 森林管理班	大分市府内町3-10-1	097-506-5749	大分市・臼杵市・津久見市・由布市
南部振興局 森林管理班	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-0393	佐伯市
豊肥振興局 森林管理班	竹田市大字竹田字山手1501-2	0974-63-1174	竹田市・豊後大野市
西部振興局 森林管理班	日田市城町1-1-10	0973-22-2585	日田市・九重町・玖珠町
北部振興局 森林管理班	宇佐市大字法鏡寺235-1	0978-32-0622	中津市・豊後高田市・宇佐市

【試験】について

- 試験は住所地を管轄する振興局が開催する試験会場にて受験すること。

	試験①		試験②		試験③	試験④	
試験日	7月17日(木)	7月18日(金)	9月20日(土)	9月21日(日)	11月29日(土)	2月21日(土)	2月22日(日)
猟種	第一種銃猟	わな猟	第一種・第二種銃猟	網猟・わな猟	わな猟	第一種・第二種銃猟	網猟・わな猟
試験会場	東部	大分県国東総合庁舎101会議室、特別相談員室、302会議室 (大分県国東市国東町安国寺786-1)	大分県庁舎本館 正庁ホール (大分市大手町3-1-1) ※ 対象：県内に住所を有するもの 申込先：住所地を管轄する振興局。	大分県国東総合庁舎301会議室、302会議室 (大分県国東市国東町安国寺786-1)	大分県庁舎本館 正庁ホール (大分市大手町3-1-1) ※ 対象：県内に住所を有するもの 申込先：住所地を管轄する振興局。		
	中部	大分県庁舎新館131会議室、133会議室、134会議室 (大分市大手町3-1-1)		大分県庁舎新館大会議室、141会議室 (大分市大手町3-1-1)			
	南部	大分県佐伯総合庁舎 4階大会議室 (大分県佐伯市長島町1丁目2番1号)		大分県佐伯総合庁舎 4階大会議室 (大分県佐伯市長島町1丁目2番1号)			
	豊肥	竹田総合庁舎大会議室、31会議室、付属棟会議室 (大分県竹田市大字竹田字山手1501-2)		竹田総合庁舎大会議室、31会議室、付属棟会議室 (大分県竹田市大字竹田字山手1501-2)			
	西部	大分県日田総合庁舎4階大会議室 (大分県日田市城町1丁目1-10)		大分県日田総合庁舎4階大会議室 (大分県日田市城町1丁目1-10)			
北部	大分県宇佐総合庁舎 付属棟2階 大会議室 (宇佐市大字法鏡寺235-1)	大分県宇佐総合庁舎 付属棟2階 大会議室 (宇佐市大字法鏡寺235-1)					

※受付時間、試験時間については、別途案内を送付します。場所によって開催時間が異なることがありますのでお間違いないよう、よく確認してください。

※平日に大分県庁舎新館で行われる試験（試験①中部振興局開催分）については、近隣の有料駐車場をご利用ください。

1. 対象者・・・大分県内に住民登録をしている者で、令和7年度以降新たに下記猟法により狩猟を行う予定の者。

- ・ 網猟免許：網を使用する猟法。
- ・ 第一種銃猟免許：装薬銃及び空気銃を使用する猟法。
- ・ わな猟免許：わなを使用する猟法。
- ・ 第二種銃猟免許：空気銃のみを使用する猟法。

※第一種銃猟免許を受けた者は装薬銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができるほか、空気銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる。

2. 申請書に添付するもの・・・狩猟免許申請書は、県振興局に備え付けのもの、または、大分県森との共生推進室のホームページからダウンロードしたものを使用すること。

1) 写真1枚：申請する免許種類の数と同数を添付すること。（例：わな猟免許と第一種銃猟免許を同時に申請する場合、2枚）

最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。

2) 医師の診断書：3ヶ月以内に作成されたもの。又は、銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。

統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む）及びてんかん（発作が再発する恐れがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く）にかかっていないこと並びに麻薬、大麻、あへん及び覚せい剤の中毒者でないことを証明するもの。

3) 返信用封筒1通：長形3号（A4三つ折り、120mm×235mm）封筒に郵便切手（110円）を添付し、宛名を書いたもの（2種以上申請する場合も1通で可）。

4) 住民票（個人番号の記載されていないもの、もしくは省略されているもの）1通、又はマイナンバーカード住所記載面の写し

3. 手数料・・・網猟・わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟、各免許ごとに下記手数料は、県の政策により令和7年度は徴収しない。

- 1) 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の狩猟免許を受けようとする者。 各々 3,900円 → 0円
- 2) 1) 以外の者 各々 5,200円 → 0円

4. 当日の携帯品・・・受験票(振興局から事前送付、記載されている期日の狩猟免許試験のみ有効)、筆記具及び眼鏡等

(裏面の電子による申請及び共通事項へ続く)

電子申請を行う場合

QRコード
(狩猟試験電子申請用HP)



【電子申請】について (紙での申請期間と異なります) (土日祝日可能)

	試験①	試験②	試験③	試験④
電子申請 受付期間	6月20日(金)～6月24日(火)	8月18日(月)～8月22日(金)	10月31日(金)～11月4日(火)	1月23日(金)～1月27日(火)

【試験】について

● 試験は住所を管轄する振興局が開催する試験会場にて受験すること。会場及び日程は、「紙による申請」と同じ。

1. 対象者・・・「紙による申請」と同じ。

2-1. 申請書に添付するデータ・・・狩猟免許申請書は、大分県庁 森との共生推進室のホームページにある電子申請ページより申請すること。
申請フォームに沿って、提出を行うこと。受付期間に近づき次第、申請フォームへのURLをHPにて公開します。

- 1) 申請者本人の写真データ(無背景で加飾がないもの)
最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景。
- 2) 医師の診断書の写真データ又はPDF: 3ヶ月以内に作成されたもの。又は、銃砲の所持許可を現に受けている場合は、許可証の顔写真がある面の写真データ。
統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む)及びてんかん(発作が再発する恐れがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く)にかかっていないこと並びに麻薬、大麻、あへん及び覚せい剤の中毒者でないことを証明するもの。
- 3) 住民票の写真データ又はPDF(個人番号の記載されていないもの、もしくは省略されているもの)
もしくはマイナンバーカード住所記載面の写真データ

2-2. 試験当日に原本の提出が必要なもの

次の書類が不備の場合、受験に合格しても免状を交付できませんので、ご注意ください。

- 1) 医師の診断書の原本(3ヶ月以内に作成されたもの)1通。(銃の所持許可証の写真データを添付した者は不要)
- 2) 住民票の原本(個人番号の記載されていないもの、もしくは省略されているもの)1通。(マイナンバーカード住所記載面の写真データを添付した者は不要)

※マイナンバーカードと銃砲の所持許可証の両方をお持ちの方は、試験当日に原本の提出が必要ありません。

3. 手数料・・・「紙による申請」と同じ。

4. 当日の携帯品・・・筆記具、眼鏡等、医師の診断書及び住民票の原本(該当者のみ)

受験票は当日受付にて渡します。本人確認のできる運転免許証等をご持参ください。

【試験内容及び合格発表について】 (紙・電子申請ともに下記の内容は同じです)

試験内容・・・知識試験及び適性試験を行ない、そのいずれにも合格した者に対して、技能試験を行う。

- 1) 知識試験 (法令、猟具、鳥獣に関する知識及び鳥獣の保護管理に関する知識についての筆記試験) 90分
- 2) 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)
- 3) 技能試験 (猟具の取扱い、距離の目測(網猟・わな猟は除く)及び鳥獣の判別)

合格発表・・・合格の発表は、試験当日に行う。

試験の結果に関する保有個人情報の目的外提供事務取扱要領に基づく受験者本人からの口頭による開示請求は、合格発表の日から1ヵ月以内とし、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を提示しなければならない。

【注意事項】(その他不明な点については、管轄振興局まで問い合わせること。)

- 1) 申請者は、試験①及び④については、住所を管轄する振興局が開催する試験会場にて受験するものとする。
ただし、試験②③については大分県内に住所がある者を対象とします。
- 2) 試験当日欠席した者(30分以上遅刻したものを含む。)に対する再試験等は一切行わない。
- 3) 災害等の状況により、試験の延期や会場の変更などを行う場合がある。

これらの事項について変更があった場合は、大分県農林水産部森との共生推進室ホームページにて情報を掲載するので、適宜確認すること。